

広域避難場所（避難所）の  
指定変更に係る  
意見公募について

平成20年9月

佐倉市

# 広域避難場所（避難所）の指定変更概要

## 1. 広域避難場所（避難所）について

避難場所・避難所の選定については、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第42条第2項、第60条第2項及び災害救助法細則第6条が根拠となります。

災対法第60条に関し、昭和43年6月26日消防防第296号にて消防庁長官より、都道府県知事あての通知において「避難所については、災害種別、立地条件、設備構造等を考慮してあらかじめ指定し、これを住民に周知徹底させるとともに、災害時の必要に応じ、適宜開設し得る体制を整えておくこと。」、昭和46年9月21日消防災第41号にて消防庁長官より、各都道府県知事あてに出された通知において「地域の住民の災害時における避難路及び避難場所等を具体的に定めた避難計画を地域防災計画の一環として作成し、関係住民に周知徹底を図ること。」と定められています。

さらに、災対法第42条において「（国の定める）防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、」と定められており、その防災基本計画において「地方公共団体は、避難場所・避難路をあらかじめ指定し、」と定められています。

以上のことを踏まえ、災対法第42条の規定「（地域防災計画において）避難に関する事項を定めること」に基づき、現行の佐倉市地域防災計画 第2編 第2章 第7節 避難収容体制の確立において、「次に示す定義に基づき避難場所の選定を行う。」と定めるとともに、資料編において選定した各避難場所を記載しております。

なお、避難所の選定にあたっては、災害救助法細則第6条の規定により、原則として既存建物を選ぶこととなります。

## 2. 対象広域避難場所（対象避難所）及び変更事由について

### （1）対象広域避難場所（対象避難所）

佐倉市役所

### （2）変更内容

広域避難場所（避難所）の指定解除（指定廃止）

### （3）変更事由

現在、佐倉市役所については、広域避難場所及び避難所として指定がなされておりますが、市役所は個人情報をはじめ大量の情報を保有しており、個人情報保護の観点から、施設を開放することは不適であるということ、市役所は災害対策本部をはじめ、各部が災害対応を実施する活動拠点となることから、広域避難場所及び避難所とするためのスペースが確保できないこと、仮にスペースが確保できたとしても、災害対策活動は昼夜を問わず実施しているため、避難者が十分な休息を取ることが困難なこと、広域避難場所及び避難所としての機能以上に災害対策本部としての機能が優先されるため、十分な避難者対応が困難なこと、仮に避難者に対する十分な対応を実施した場合、市内全域に対し

実施すべき災害対策業務に一定程度影響がでる可能性あることから、佐倉市役所の広域避難場所（避難所）指定を解除することを予定しております。

#### （４）変更後の対応

変更後、佐倉市役所については、広域避難場所（避難所）として使用することができなくなります。このため、市役所に避難することを予定されていた方につきましては、近隣の広域避難場所（避難所）に避難をしていただくことになります。

なお、近隣において広域避難場所（避難所）として指定している施設につきましては、県立佐倉高等学校、県立佐倉東高等学校、市立佐倉中学校、市立佐倉小学校、市立内郷小学校があります。

### 3 . 広域避難場所（避難所）の指定変更までの流れ

この手続きは、案件に対する賛否を問うものではなく、広域避難場所（避難所）の指定変更については、意見の有無に係わらず、平成21年度より実施する予定です。このため、広域避難場所（避難所）の指定変更案に対する皆さまのご意見については、変更に係る対策に関する検討のための参考とさせていただきます。

意見公募後、結果の公表を行います。その後、広域避難場所（避難所）の指定変更の決定を行い、決定の公表を行います。

なお、施行については、平成21年4月1日を予定しておりますので、平成20年度中においては、現行の体制となります。

## 広域避難場所（避難所）の指定変更に係る意見公募について

広域避難場所(避難所)の指定変更案について、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。いただいたご意見は、広域避難場所（避難所）の指定変更後の対策について参考とさせていただきます。

この手続きは、案件に対する具体的なご意見を募集するものであり、賛否を問うものではありません。

意見を提出された方の住所、氏名等は公表いたしません。

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。

なお、個々のご意見に対して直接回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

### ご意見の提出ができる方

市内に在住、在勤、在学している方

上記の方が主体となって構成している団体（市民団体）

市内に事務所または事業所を有する法人

### ご意見の提出方法について

意見書の様式 ・様式は問いませんが、「広域避難場所（避難所）の指定変更に係る意見書」をご利用いただくと便利です。

記載事項 ・案件名  
・（個人の場合）住所及び氏名  
（法人または団体の場合）所在地、団体名及代表者氏名  
・意見

締切 平成20年10月9日（木）

提出方法 郵送（10月9日の消印有効）、ファクシミリ、電子メールにより、下記の提出先までお送りいただくか、直接、交通防災課窓口（土日、祝日を除く）にご持参ください。

### ご意見の提出先/お問合せ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地  
佐倉市役所 本庁 1号館4階

### 佐倉市 市民部 交通防災課

電話 043(484)6338（直通）

ファックス 043(486)2502

電子メール kotsubosai@city.sakura.lg.jp